

【月刊】

キャッチピース

106

通巻183号
02/11/20



世界中で高まる反戦の声：
ローマ（上）、ワシントン（中）、東京（下）

イラクに対する 戦争を止めよう！ 非核北東アジア のための日朝協議を！

11月8日、国連安全保障理事会はイラクに大量破壊兵器査察を全面的に受け入れることを求める決議（1441）を満場一致で採決した。イラク側に査察への妨害や決議に対する違反があったときには、国連査察団は「安全保障理事会に報告」し、ただちに安全保障理事会が召集され、対応を協議する。その際、安全保障理事会は「イラクは深刻な結果に直面すると度々、警告してきたことに留意する」という趣旨である。

今号の内容：

イラク戦争と日朝関係／イラクで戦争起れば犠牲者は46万人／日出生台で日米共同訓練／厚木爆音訴訟勝訴／岩国基地拡張に反対／沖縄から

編集発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

- 維持会員(月額)個人1口1000円 団体1口2000円 ●参加会員(月額)個人1口500円 団体1口1000円
- 通信会員(年額)1口3000円 (会費には本紙購読料が含まれます)

米国家よりはましたが… 安保理決議1441の問題点

イラクは決議で定められた7日の期限待たずに、受諾を表明した。1998年に中断していた査察がようやく再開される。18日には査察団の先遣隊がバグダッドに入る。その後12月23日（決議後45日）に査察を開始し、査察団は03年2月21日までに、結果を安全保障理事会に報告するというのが今後の流れだ。しかし、60日では、完全な査察を終了することは不可能で、実際には約1年はかかると思込まれている。生物・化学兵器と弾道ミサイルを担当する「国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）は、査察するべき場所が700ヶ所以上あるとし、IAEA（国際原子力機関）が担当する核兵器査察にしても、4年の空白によって「以前の情報が価値を失い、多くは一から出直しの状態である」（国連筋、11月15日「朝日新聞」）。

一方、イラクに対してはきわめて厳しい義務を課しているのが、決議1441の特徴だ。大量破壊兵器計画などの全容を開示するのに与えられた時間は、わずか30日（12月8日まで）。査察団が必要と認めれば、関係者を国外に連れ出して事情聴取することもできる。しかも査察団には次のような一方的な権限が与えられている：チームを自由に編成できる▽イラクに自由に入出りでき大統領府を含むすべての施設で、自在に作業を実施できる▽イラク側から核・生物・化学兵器、弾道ミサイルにかかわった人材、関連の研究施設、開発・製造工場のリストを提供される▽安全は国連治安部隊によって保証される▽査察場所を封鎖し、その場所へのルートも含めて飛行、通行を禁止できる▽どこでも飛行、着陸でき、無人飛行機による査察も可能▽大量破壊兵器と部品、材料を除去、破壊、無力化でき、関連物資を押収、施設を閉鎖できる▽査察関連物資の持ち込み、持ち出しは自由で、所持品検査も受けない。

当初米国が成立を狙った決議案では、イラクが義務を履行しない場合には、安全保障理事会構成国は「必要なすべての措置を講ずることができる」（つまり武力行使ができる）としていた。「1441」からはこのような文面は削除された。しかし、フランスが主張

していたような、「武力行使には第二の決議が必要」という文言も見当たらない。その意味では妥協の産物である。

決議を戦争回避の手がかりに 「諦め」たらブッシュの思うツボ

イラクがまるで占領軍のような査察団の行動を、すんなり認めるとは思えない。98年の査察中断の一因に、査察団に米国の情報部員が紛れ込みスパイ活動を行ったという疑惑の発覚があったことを思い起こすべきだろう。「査察団の構成の自由」をいう今回の決議が、4年前と同じ混乱を引き起こさない保証がない。

米国は、「重大な違反」があれば、即軍事行動が可能であるとの決議を手前勝手に解釈している。そしてすでに6万人以上の軍隊を沿岸地域に派遣した。査察開始日の12月23日前後には、大規模な「演習」を行う。ブッシュ大統領は、「国連決議なしでも、やるべきはやる」という姿勢を崩していない。

しかし、「米国に牛耳られた国連など無力」という諦めを私たちが抱いたとしたら、それこそがブッシュ氏の思う壺だ。微妙なバランスの上ではあるが、国連は「米国の思うままには動いてはいない」のだから。

決議1441を、武力行使への通行手形にするのか、戦争回避のための手がかりとするかは、ひとえにこれからの世論形成＝国際・国内・地域・自治体、あらゆるレベルでの「戦争をするな」の声にかかっている。米国でも戦争推進世論は、徐々に勢いを失っている。前号で伝えたサンタ・クルーズ市について、サンフランシスコ市、オークランド市、バークレー市、アルカタ市、セバストポリ市（いずれもカリフォルニア州）、イサカ市、カラマズー市、カールボロ市で「武力攻撃反対」の決議があげられている。シアトル市議会では、議員9人全員がワシントン州選出の上院議員二人に、対イラク戦争決議に反対するよう要請する手紙を送っている。日本でも、厚木市議会（神奈川県）、小金井市議会（東京都）、向日市（京都府）で同様の決議があがっている。ここでも「自治体の平和力」が希望だ。

仮に戦争を許せば、途方もない数の犠牲者と、言えることのない爪痕がイラク、中東、そして世界に残されるだろう（4ページ参照）。

「体制変更症候群」の克服を

ある拉致被害者家族の方の新聞への投書を読んで愕然とした。「キム・ジョンイル体制を打倒しなければ、拉致問題は解決しない」と書かれていたからだ。ブッシュ大統領の「体制変更病」が、ここま「伝染」してしまったのか…。マスメディアの報道は、私たちが被害者と家族の動向と言葉に釘付けにしている。その一方で、核疑惑を理由に、米国は94年の「米朝鮮組み合意」で約束された重油提供の凍結を打ち出し、日本もそれに同調している。そして、つぎのような記事は新聞の片隅に押しやられる。「世界食糧計画（WFP）のモリス事務局長は16日、＜北朝鮮人口の3分の1が依然として深刻な食糧危機に直面している＞と述べ、＜日本は昨年、国際社会の45%を占める支援を行ったが、今年は支援がない＞と指摘、日本の食糧支援に期待を示した（共同）。

たしかにキム・ジョンイル氏は危ない。しかし、北朝鮮には、人々が生きているのだ。

拉致と樹は どっちも「冷戦の遺産」

拉致事件と核疑惑、今、この二つの問題は、「米日」対「北朝鮮」の「パワーゲーム」の道具とされている。しかし支配者たちの思惑とは別に、この二つの問題が、本質的なところで一つの根っこに発する問題であることもまた事実だ。

拉致事件が集中した70年代後半。韓国のパク独裁軍事政権と米国、そして日本は、38度線をソ連（当時）封じ込めの最前線と位置づけていた。75年、カーター大統領の「在韓米軍撤退」方針は、パク政権と米国軍部の猛然たる反発に合い撤回された。逆に、米韓合同演習（チームスピリット）が始まったのが76年だ。74年には韓国の核開発計画が発覚。そして、78年には、板門店の共同保安区域で米軍と北朝鮮軍が衝突し米特校一人が死亡する（板門店事件）。「ハンガンの奇跡」と称された韓国の経済躍進の結果、南北の経済格差が

決定的になった時代でもあった。このような状況の中で、危機感にかられた北朝鮮が、「米帝国主義」の前進拠点である日本での「遊撃戦」として民間人の拉致をおもいたった、これが「拉致事件」だったのではない。事実、「チームスピリット」には在日米軍と基地が全面的に動員されていた。

しかも「朝鮮戦争」は終わっていない。存在するのは休戦協定だけであった。その状況は30年以上たった今も変わっていない。

その意味で、拉致事件は「戦争犯罪」だった。民間人を標的とすることを禁じた「ジュネーブ条約」に違反する「軍事行動」であった。公開された国際的な場で、事件の真相が徹底的に解明され、責任者が処罰され、被害者と家族の人権回復を図らなければならないことは明白だ。しかし、日本人が、「一方的被害者」として自らをアピールすることは許されない。70年代後半の歴史に私たちは責任があるのだから。

対話による解決しかない

核問題では、米国も約束を破った。核攻撃の対象とする「悪の枢軸」に北朝鮮を名指したことは、「核兵器を含めた武力攻撃を行わない」ことを約束した「米朝共同声明」（93年）に違反することは明白である。NPT条約第6条で核保有国に義務付けられた「核軍縮義務」に反して、臨界前核実験を繰り返す、「地中貫通型核兵器（バンカー・バスター）」を開発しているのも米国である。

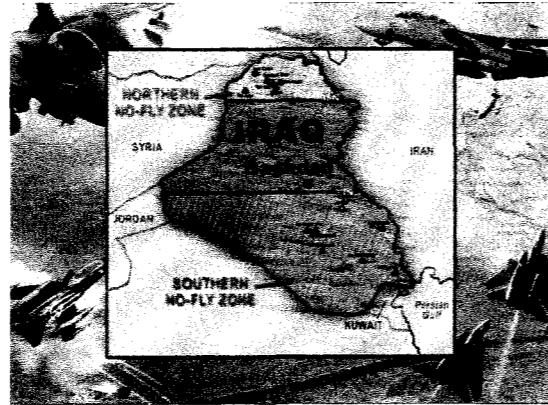
この米国の方針に無批判に追随している限り、日本には、キム・ジョンイル体制の「脅威」を一方向的に批判する資格はない。100年に及ぶ日朝の不幸な歴史を踏まえるならばなおさらである。対話以外に解決の道はない。

キム・ジョンイル氏に核を捨てさせるためには、日本も「核の傘」を捨てなければならない。この相互的なプロセスをおとした北東アジアの非核化を！ この声を高め、プロセスを提案し、実現のために努力することを私たちの仕事にしたい。（田巻一彦）

**まだ終わっていない戦争（朝鮮戦争）に終止符を。
朝鮮半島と東アジアを「非核地帯」にしよう！**

対イラク戦争は 46万人の 犠牲者を生む

英国の医療従事者
団体が警告



核戦争防止国際医師会議(IPPNW)に加盟する英国の医療従事者団体・MEDACTは11月12日、「相互の被害—イラク戦争における健康・環境コスト」(Collateral Damage—the health and environmental costs of war in Iraq)という報告書を発表した。報告書は、湾岸戦争後の国連統計や米国のシンクタンクの推計を元に、米国や英国がフセイン政権転覆のため戦争に踏み切った場合、戦後の混乱の悪影響も含め46万人もの死者が出る恐れがあると指摘している。MEDACTは、この推計に基づいて「イラクの脅威に対抗するためには、は戦争ではなく武器査察や禁輸の強化を優先するべきだ」と主張している。ここでは戦争の被害と影響の要点と、この推計が前提とした戦争シナリオの部分を抜粋して紹介する。

46万人が犠牲に

※通常戦争の場合の双方の死者数は、4万8,000から26万1,000人と推計される。
※仮にイラクの内戦が誘発されたり、核攻撃がおこなわれれば、死者の数は37万~39万人に達する。
※さらにイラク及び周辺国では、長期的な健康被害などによって20万人が死ぬだろう。

兵器のエスカレーション

※戦争、経済制裁そして国連の武器査察によってイラクの生物化学兵器と長距離ミサイル開発は遅れている、しかし、これらの兵器はおそらく廃絶されていないと思われる。
※米国は、あらゆる種類の新兵器を開発し蓄えてきた。そこには例えば、「バンカー・バスター」という地中を貫通して地下で爆発する核兵器が含まれている。

世界への社会的影響

※多数の難民が発生し周辺国に流入する。緊急援助には数十億ドルの費用を要する。
※中東諸国は国内的にも、国家間の関係においても不安定化する。
※テロリズム的な行為が増大する。

※原油価格の高騰、貿易の減少、市場の不透明性の増大は米国及び世界に不況をもたらし、貧しい国ほど深刻な打撃を受ける。
※玉突き効果：兵士一人一人への心理的・肉体的影響が他の兵士に伝わり、その家族、地域社会、社会全般、国、国際社会へと波及していく。

環境破壊

※戦争はイラクの環境を広範囲に破壊し、その影響は周辺国にも広がる可能性がある。
※油田の火災は、原油流出と有害ガスの放出を招く。
※軍隊の移動と地雷によって、脆弱な砂漠の生態系は破壊される。
※爆撃は都市と表土を破壊する。
※化学兵器と生物兵器、土地、海、川そして大気を汚染する。放射性物質による汚染の可能性もある。

健康被害

※人道的カタストロフィがすでに痛めつけられたイラクの人々をさらに窮地に追い込む。難民や住む家を失った人々、負傷者、とりわけ押さない子供たちがこの影響をこうむる。
※戦争から直接被害を受けた人々は、戦後の健康状態

の悪化に対する感受性が高い。その生き残り、再建するために自らの力を発揮できない。
※発生が予測される健康被害には、身体的障害、感染性の病気、死産、未熟児、栄養失調がある。癌の発生率も高まるだろう。
※トラウマ性の精神疾患、慢性的精神病、行動障害などの精神的健康被害も予測される。
※現在でもすでに低レベルの稼働状態にある医療サービスは、非常事態とその後の長期的なリハビリテーションや予防活動に対応することはできない。

社会・生活基盤の破壊

※91年の戦争ですでに深刻な打撃を受けているイラクのインフラストラクチャーは戦争初期の空爆と市街戦で重大な破壊を受ける。

前提とした戦争シナリオ

- (1) 戦争は大規模な空爆から始まる。標的は、フセイン政権の延命のために必要とするすべての施設、すなわち、政府機関の建物、対空防衛施設、空・陸軍基地、指揮・管制・通信施設、軍事関連のすべての製造施設、電力供給システム、運輸施設、燃料貯蔵施設及び軍との関連があると思われるすべての民生施設が含まれる。バグダッドだけでなく、フセイン政権の軍事的資産と部隊が存在するあらゆる都市と地点が攻撃される。巡航ミサイル、ステルス爆撃機、攻撃機、B52爆撃機が使われる。B52は英国から出撃するだろう。このパターンは湾岸戦争やセルビア攻撃、あるいはアフガン攻撃と同じである。電力供給システムとコンピューターを破壊するために特別に調整された精密誘導通常兵器が使われる。加えて、人間を含む「ソフトな」標的を狙った局地的破壊力を有する爆弾が使われ、重大な被害を与えるだろう。
- (2) つづいて、陸上部隊と水陸両用部隊が、石油精製拠点のバスラ周辺及びイラク南東部に上陸し、フセイン政権の命脈である石油を絶つ。大規模な爆撃も伴う。
- (3) 米軍と同盟軍は、イラク北部のクルド居住地域の制圧をもくろむ。すでにその準備は行われている。今年初頭、同地域の少なくとも三つの飛行場に米軍の技

※道路、鉄道、家屋、病院、工場、下水処理プラントの破壊は劣悪な環境と病気の蔓延を招く。
※水、食料、緊急物資の不足によって流行性の疫病が広がり、戦争の直接の死者以上の犠牲者が出る。

莫大な財政負担

※すべての戦争当事者は、武器の費用、戦争後のイラク占領の費用、救援及び再建などに甚大な財政負担を負う。その総額は1,500~2,000億ドル(25兆円)以上に上るだろう。
※米国の財政負担は戦争に500~2,000億ドル、イラク占領に年間50~200億ドルを消費する。
※イラクの経済は崩壊する。
※100億ドルがあれば、世界のもっとも貧しい人々に、必要医療を4年間にわたって提供することができる。

術者が入り、ヘリコプターや航空機が使えるよう施設を補修した。そのひとつであるザコー基地北部の油田から200キロほどのところにあるが、この周辺にはすでに5,000人以上の部隊が駐屯している。部隊の中にはトルコの陸軍旅団と米軍特殊部隊が含まれている。これらの作戦は、ヨルダンからの西部の砂漠地帯への侵攻と同時に進む。イラク軍による抵抗による米軍の犠牲を防ぐために、この陸上作戦は、激しくかつ絶え間ない爆撃によって支援される。この爆撃は多数の民間人の犠牲と破壊をもたらすだろう。米国はクルド人リーダーと協定を結び、居住地域における軍事的支援を取りつけている。しかし、このような無政府の内戦は、トルコの介入を招く可能性がある。

- (4) 空爆によってフセイン政権が石油と分断されたらすぐに、軍部隊がバグダッドに向かって進撃し、最精鋭部隊の「特別共和国防衛軍」は首都防衛に釘付けになる。その結果、イラク国民は、精密誘導爆弾と絨緞爆撃にさらされることになる。イラク軍は36まん5,000人といわれるが、その大半は装備は貧弱であり、戦闘力は弱く、さらにおそらく戦意も喪失している。これらの部隊は、フセイン後の新体制では平和維持軍に編入されるだろう。(訳：田巻一彦)

今年度は日出生台では 米軍訓練はないはずが・・・

11月11日から大分県の日出生台・十文字原で始まった日米共同訓練は、今日で5日目となった。今年の2月まで4年連続で強行された米海兵隊の155ミリ実弾砲撃演習は、今年度、休みのはずだったが、8月27日に国は突然、この秋に日出生台で日米共同訓練を行うと発表。2月の約4倍の海兵隊が同じ年の秋にまたもややってくることとなった。

西部方面総監が発表した内容によれば、今回の日出生台での日米共同訓練は、関東・九州各地域の港湾及び飛行場、東富士演習場、日本周辺の海・空域で行われる日米共同統合演習の一環であり、日出生台での訓練の期間は11月11日～11月21日。部隊は、陸自：第41普通科連隊（別府駐屯地所在）約850名と、米軍：第3海兵師団隷下の第2/3海兵大隊（沖縄所在）約700名。目的は「陸上自衛隊及び米海兵隊の部隊が、それぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における相互連携要領を実行動により演練する」。場所は日出生台演習場の他に、近接する十文字原演習場と別府駐屯地も使用。

日米共同訓練の硝煙に煙る 日出生台からの報告

米軍基地と日本をどうするローカルNET 大分・日出生台
浦田龍次



訓練の主要装備は自衛隊側が、個人携帯対戦車弾、84ミリ無反動砲、87式対戦車誘導弾、81ミリ迫撃砲、120ミリ迫撃砲、74式戦車、155ミリ榴弾砲、多用途ヘリコプター(UH-1)、輸送ヘリコプター(CH-47)、対戦車ヘリコプター(AH-1)、支援参加として、航空自衛隊が、近接航空支援及び航空偵察を実施予定。米軍側の主要装備は、83ミリロケットランチャー、対戦車火器(AT-4、TOW)、60ミリ迫撃砲、81ミリ迫撃砲だという。

さらにこの演習の開始式と初日の2日間、「オブザーバー招待」として、オーストラリア、カンボジア、



海兵隊員を乗せて日出生台に向かう車列と監視小屋のスナップ

インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、ロシア、アメリカの11ヶ国の陸軍から軍関係者を招聘。これは「陸上自衛隊と各国陸軍との間の相互理解と信頼醸成を図ると共に戦術技量向上に寄与すること」が目的という。

これに対して、私たち演習に反対する住民は、11月6日に演習場を見下ろす高台に約10畳の監視小屋を設置した。12日からの演習開始と同時に監視小屋に交替で詰めて、どんな演習が行われているかの記録を始めた。しかし、実際に始めてみてわかったのだが、過去4年間の米軍単独訓練が155ミリ砲のみをカウント

をすればよかったのだが、今回の日米共同訓練では使用する武器の種類が多いため、演習の種類を区別し、カウントするのはほとんど不可能だという事実を初日から思い知らされた。

この演習は現在進行中であり、また別の機会に報告する。今回はこの日米共同訓練を前にしての、いくつかのエピソードについて報告する。それは、日出生台演習場の現地住民が、長年にわたって自衛隊によっていかに圧力をかけられ、コントロールされてきたかを示すものだ。

自衛隊使用協定の更新をめぐる

日出生台演習場は、1900年より演習場とされ、現在、軍事演習は年間330日、うち実弾演習が230日行われており、周辺住民の演習場内での採草・放牧は慣行として、毎年申請を出した者に、自衛隊が認可する形で行われている。日出生台演習場を自衛隊が使用するにあたって、自衛隊、地元3町、大分県は「日出生台演習場使用等に関する協定（以下、自衛隊使用協定と呼ぶ）」を結んでいる。この協定が、9月16日で5年ごとの更新の時期を迎えていた。9月5日付の大分合同新聞は、この協定更新を前に、地元3町と大分県が「日・祝日の実弾射撃訓練の開始時間を2時間下げ、通常9時から21時の間とする」「新たにヘリコプターの飛行時間に制限を加え、平日は通常7時から21時、日・祝日は通常9時から21時とする」の2点を要望として自衛隊にこしやうとしていて、自衛隊側は「住民の生活に配慮する」と答えるだけで協定に盛り込むことを拒否する見通しと報じた。どうせ今回も異議なしでそのまま更新されるのだろうと思っていた私たちはこの記事を見て、町が協定の見直しを求めていることに正直驚いた。

ある自衛隊幹部からの電話

この報道を受けて、私たちはさっそく会議を開き、今回の3町と大分県の要望を後押しするための要請行動を行うことを決めた。翌日の地元紙がこれを小さく報道し、さっそく要請行動に入ろうとしていた私たち、新聞記事を見たという、意外な人物から電話が

入った。電話の主は、地元自衛隊の某幹部で、これまで彼から私に電話がなかったことは一度もない。大胆にも名を名のって自ら電話をかけてきた彼の話はこうだった。「自衛隊使用協定は地元の人々の採草、放牧について決めたものであり、これまで自衛隊が融通をきかせて、地元民の立ち入りを許可してきた。あんたたちがあんまりいろいろすると、これからはそうもいなくなるかもしれないよ」「これは別にあんたにどうしろとか、言っているわけじゃなくて、単に僕の個人的な感想なんだけどもね」フォローする言葉がつけられたように続いたが、誰がどうみても「脅し」。

実は、この3日ほど前にも、近所に住んでおられるものまったく話をしたこともないおじさんが突然うちに来て「ちょっとお話しませんか」というので、聞いてみると、彼の知り合いの日出生台の人から聞いた話と前置きして、まさに同じ内容のことを私に話して帰ったことを思い出した。

ふだん、ほとんど話をする事のないこの両者からの同じ内容の「アドバイス」を受けて、疑問に思った私は過去の日出生台関連の記事を片っ端から読み返してみることにした。この一件がきっかけで、これまで私が知らなかった意外な事実を知ることができた。

それは、87年に日出生台で行われた第1回目の日米共同訓練の際、自衛隊側が、訓練に反対を表明した日出生台周辺住民に、「訓練反対」をやめなければ、放牧、採草のための演習場入場許可証を出さないと方針を出し、地元住民らは「放牧や冬場にそなえての採草がこの時期にできないのは死活問題」としてこの要求をのみ、日出生台地区に建てていた「米軍くるな」「合同演習絶対反対」などと書いた看板33本をすべて撤去したのだという。さらに、ある反対派の代表的人物には許可証をすぐに出され

ず、最終的には「訓練を妨害しない」という念書まで書かせて、ようやく立ち入りを許可したのだという。今から15年前のことだ。このやり方こそが、自衛隊が地元をコントロールしてきたやり方なんだと過去の記事を読んでほつきりとわかった。

私たちは演習場の地元で反対を表明している人たちと相談して、その結果、「やはりこれは申し入れしなければならぬ」との共通認識を確認。後日、会議での決定通り、町への申し入れを行った。湯布院、玖

珠、九重と3町を要請行動で回ったが、特に玖珠町では「玖珠町としては、地元住民の採草、放牧については、慣行権という揺るがぬ権利と考えています」との予想外の力強い言葉をもらい、いつもは虚しい要請行動の意義を感じるとともに、いわゆる「自治体の平和力」をここにも見たような思いがした。しかし、自衛隊使用協定には2つの要望事項は結局盛り込まれないで、そのまま更新となった。

米軍使用協定の更新

この自衛隊使用協定の更新からはほぼ1ヶ月後の10月26日、今度は「日出生台演習場の米軍使用に関する協定（以下、米軍使用協定）」が更新の時期を迎えようとしていた。10月5日付けの大分合同新聞によれば、（これまた私は驚いたのだが）県と地元3町は、現行の米軍使用協定を見直し、・早朝と夜間の砲撃訓練の中止・訓練内容などすべての情報を詳細に公開する・米兵の外出時、施設局の職員が同行する一の3項目の要望を提出。副知事が「協定によって米軍の訓練に歯止めをかけた」と、地元町長は「協定に住民の思いを反映できれば、米軍の訓練に歯止めをかける“楯”になる」と発言したことを報じていた。

見直しを要求していることについては、丸飲みでない分の一定の評価ができるものの、この米軍使用協定の更新については、私たちは後押しではなく、協定そのものの放棄を県と3町に求めた。それは、この米軍使用協定は、その実効性に大きな疑問があり、副知事や地元町長の言葉のような「歯止め」や「楯」とはなり得ないと私たちは考えたからだ。

まずこの米軍使用協定の一番大きな問題は、締結する当事者の中に米軍が入っていないこと。協定は、県と地元3町、福岡防衛施設局の間で結ばれていて、そこに米軍は入っていない。米軍自身が入っていない協定でいったいどのように米軍に「歯止め」をかけるのか。

さらに、97年11月7日、米海兵隊は宮城県王城寺原演習場での記者会見で、米海兵隊指揮官は「もし防衛施設局が地元といかなる協定を結んだとしても、それと、在日米軍に属する個々の海兵隊員との間には何の関係もない」と答えている。米軍自身が、地元と「協定」があっても、ウチらには関係ないと答えているの

だ。

では、米軍に対する拘束力を持たない米軍使用協定の意味は、いったいなんなのかと考えたとき、それは米軍を縛るものではなく、むしろ5年間の地元自治体の受け入れ容認を確約させるものではないか。私たちが本当に望むのは、なによりも演習そのものがなくなることであり、そのために、どのような段階を踏むべきかと考えたとき、実効性に大きな疑問がある協定を更新することよりも、これを破棄していくことこそが、日出生台での米軍演習を廃止していくためのステップではないかと考え、私たちは大分県に対して、協定を破棄するよう求めた。しかし、結局、結論から言えば、米軍使用協定は、県と3町の意向も、私たちの意向も、まったく取り入れず、なにも変わらないまま更新された。

この2つの協定がいくらかの議論らしきものがありながらも、結局は、なにも変わらず更新されたことで、この協定が実は、まったく地元住民のためのものではないというその本質を見たような気がした。

本当の「共存共栄」

私の住む湯布院町に限らないのだろうが、駐屯地や基地、演習場のある町では、隣り近所、親戚、友だち、議会、組織、業者に自衛隊OBや関係者がかなりいる。そのような環境の中では、町の住民の多くは、自衛隊に問題があっても、そのことに触れることをためらう雰囲気を実感かなりある。私たちが日出生台の問題を訴えるときにも、これらの雰囲気を無視することはできないのは事実だ。

しかし、今、自衛隊が米軍と一体化しつつあることが誰の目にもあきらかになり、すでに海上自衛隊はインド洋・アラビア海で戦争をする米英軍に燃料を給油し、実質的にアメリカの戦争に荷担しているところまできている現実を考えたとき、町の中において、自衛隊問題に触れないで傍観することが、ほんとうに自衛隊員本人の生命や家族のためでないことはあきらかだ。その意味で、今回の日米共同訓練は、私たちが地域において「自衛隊」について、真剣に考え、議論を始めるための絶好の機会だとも言える。今、「自衛隊に触れてはならない」ではなくて、「自衛隊に触れな

くてはならない」時期に来ていることを痛感する。

11月11日に地元の小学校で元海兵隊員アレン・ネルソンさんの講演会が開催された。講演後に小学生が書いた感想の中に「私のお父さんは自衛隊だけでも、憲法9条があるから戦争には行かないと思います」とあった。多くの自衛隊員の子どもの全員がそうではないだろうが、いまや憲法9条こそが自衛隊員やその家族の安全と安心を保障するものであるということ、共有できる時期に来ているのかもしれない。

結局のところ、戦争やその準備において、「利益を得る」のは、この被害をほとんど被ることはない一部の富裕層が中心であり、またこのための「税金を取られる」のは、私たち多くの国民、市民、「犠牲になる」のは、基地や演習場周辺住民、戦地とされた場所に住

む民衆、自衛隊員、米兵、その「敵」と名付けられた兵士たちではないだろうか。

今こそ、地域の中で自衛隊員やその家族をも巻き込んだ平和運動の側の論理を早急に築いていかねばならないと感じている。その過程において、場合によって地域に波風をたてることになるかもしれないが、自衛隊自身がよく使う「共存共栄」という言葉を、その本来の意味において、基地や演習場の周辺住民、アジアや世界の民衆、自衛隊員、米兵、あらゆるこの地球上の人々、民衆との間で実現しようとするなら、この議論は避けて通れないものであり、また必要不可欠なプロセスと見なければなるまい。 ◆◆



原告勝利の判決 被告・国の主張を退ける 全国の基地訴訟に大きな弾み

金子ときお
厚木基地騒音防止期成同盟
教宣部長

●10月16日、横浜地裁、岡光民雄裁判長は、第三次厚木基地騒音訴訟（真屋求団長）に対し、原告の訴えをほぼ全面的に認め、「騒音被害は受忍限度を超えており国の基地設置管理に違法がある」として、WECPNL値（W値、うるささ指数）75以上の地域に住む原告4,935人に対し、総額27億4,600万円を支払うよう命じ、被告・国の主張、住民が「危険へ接近した」とする「危険への接近論」を退ける判決を出した。

●全国各地で取り組まれている航空機騒音訴訟にとっても画期的な判決となったが、不当にも被告・国は判決を不服として控訴。今後裁判が東京高裁で争われることになる。

画期的な判決＝国の違法性を認める

この訴訟は、神奈川県中央部、大和市と綾瀬市にまたがる厚木基地は在日米海軍と海上自衛隊が共同使用する航空基地。同訴訟は厚木基地周辺の住民5,047人が米海軍の空母艦載機や海上自衛隊機の騒音で、人間らしい生活を破壊されたとして、国に総額約92億円の損害

賠償と将来の補償を求めた空港騒音訴訟である。

厚木基地の騒音を巡っては厚木基地騒音防止期成同盟（鈴木保委員長）が43年にわたって粘り強い、爆音をなくす活動を進めてきており、国を相手の裁判も1976年に提訴、95年に最高裁差し戻し審で「厚木基地の騒音は違法状態」と確定した第一次訴訟、1984年に提訴、99年に判決が出された、第二次訴訟に続いて三回目の裁判であった。

16日の判決を巡っては、爆音被害の賠償対象地域をW値(うるささ指数)75区域にまで認めるのか、また、国の言う、住民が危険へ接近したのだから損害賠償は認めないとする「危険への接近論」を採用するかどうか最大の争点だった。

判決で岡光裁判長は、W値75以上の区域について、自治体の測定データなどから「騒音は激甚と推認される」と認定。夜間発着訓練(NLP)の大半が硫黄島に移された94年以降も年間騒音回数は大きくは減少しておらず、昨年9月の米同時多発テロ後にはNLP以外に1日数百機の飛行が確認されたなど「騒音状況を総体として把握すべきで、NLPの有無だけで判断するのは相当でない」と述べた。そのうえで、原告らは生活と睡眠の妨害、精神的被害を共通に受けており、国の防音対策は抜本的解決になっていないなどと指摘。「国による厚木基地の設置、管理には違法があるといわざるを得ない」と判断した。

また、国の言う危険への接近論「騒音を知りながら転入しており、賠償責任はない」との主張に対しては、「航空機騒音は常態性、定期性がなく、住民らが入居前に実態を正確に把握するのは極めて困難だった」として退けた。

こうした判断に基づき、住居専用地域ではW値75以上、その他の地域では同80以上の場所に住民について受忍限度を超える被害を受けていると結論づけ、「国による厚木基地の設置管理には違法があるといわざるを得ない」とした。

賠償命令額は27億4,600万円で全国の基地騒音訴訟で過去最高となる。

一方、将来分の請求については「事情は将来変動が予想される」として、ほかの基地騒音訴訟と同じく却下した。

また、国の基地周辺対策について、周辺住宅を対象にした防音工事だけでは「抜本的な対策になっていない」と判断。さらに「自治体が米軍への抗議でNLP(夜間離着陸訓練)や展示飛行を延期や中止に追い込んだことに比べ、国が被害軽減へ真摯で粘り強い交渉をしていることをうかがわせる証拠は見当たらない」と厳しく指摘した。

原告側の主張を全面的に取り入れた航空機騒音被害の裁判にとって画期的な判決となった。

三次訴訟の経緯

三次訴訟は1997年12月提訴。一次、二次訴訟の判決をふまえ、米軍機、自衛隊機の飛行差止め請求を外し、被害の損害買収を求める闘いとした。訴訟には5,000名あまりの原告がくわわり、四年十カ月で判決を迎えた。

現在基地の騒音訴訟としては、嘉手納、小松、横田の裁判が進められており、今年三月、小松基地訴訟の判決が、五月には新横田基地訴訟の判決が出されたがいずれもW値七十五区域は認定されたものの、危険への接近論が採用され、原告側が控訴、高裁で争は

れている。

国の控訴に抗議

第三次訴訟団では今回の判決を「原告側のほぼ全面的な勝利」とみて、被告国側に控訴しないよう働きかけを強めたが、被告・国は控訴、原告としても都市計画上の商業地域や工業地域に住む=住居地域でないところの居住者として棄却された原告11人が控訴し、その他の原告は抗訴などを準備し、控訴審での闘いを進める構えだ。

なお、訴訟団では被告・国が控訴しないよう様々な運動を展開したが、防衛施設庁は10月29日不当にも控訴、11月7日には原告団がバス2台で防衛施設庁に押しかけ、支援の平和運動センターの仲間とともに約200人で施設庁前で座り込み控訴取り下げを強く迫った。

筆者も、交渉団員として施設庁との交渉に参加、防衛施設庁公務室長と施設企画室長に代表として申し入れ文書(*下記)を読み上げた。

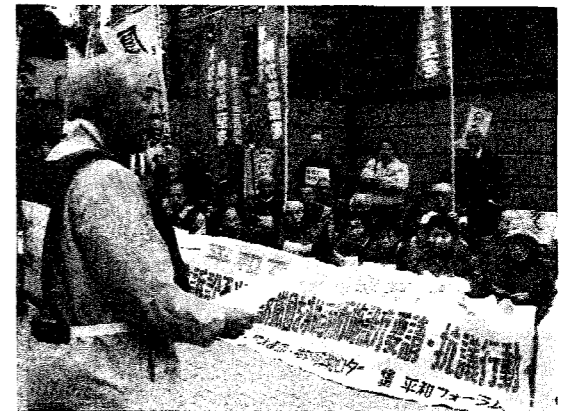
この席上、施設庁側に控訴理由をたずねると、回答は①今まで一次、二次訴訟では、うるささ指数80までしか損害賠償が認められなかったのに、今回の判決は75までみとめたこと、②危険への接近論が認められなかったことこの2点を控訴理由としていた。これを聞いて原告側代表団は激怒、違法な爆音とすること

を認めるなら、(控訴理由にはいっていない)違法状態を解消しろ、具体策を示せと強く求めましたが、回答はしどろもどろ、帰ってくる返事は「控訴の撤回はしません。」「国といたしましても音源対策は・・・」「地位協定と安保条約があり・・・」と、中味も前進もないものばかりであった。

怒った爆同鈴木保委員長が「外にいる座り込みの部隊のまえて謝れ」と抗議、さらに防衛施設庁長官の厚木基地爆音体験視察の実現を強く要請し、時間切れとなり申し入れは終了となった。

今後裁判は東京高裁の舞台を移します。原告団は一致団結して爆音をなくすため、平和で静かな空を取り戻すため、全力を上げて闘う決意であります。

ご支援をよろしくお願いします。



防衛施設庁長官 嶋口 武彦 殿

第三次厚木爆音訴訟 国の控訴撤回を求める要請

被告・国は、第三次厚木騒音訴訟の横浜地裁判決(2002年10月16日)を不服として、10月29日東京高裁に控訴した。今回の横浜地裁判決は、過去2回の厚木基地爆音訴訟判決(含最高裁判決)にも拘わらず、国の爆音解消策の不誠実さ・不徹底さを厳しく指摘したものであり、被告・国は反省と自戒の糧にこそすれ、控訴したことは言語道断である。基地周辺住民をいつまで爆音のいびきに苦しめるのか!

被告・国は厚木基地周辺住民の40余年に及ぶ爆音の痛みを真に理解し、横浜地裁の示した、「厚木基地の爆音は違法である」との判決を真摯に受けとめ、行政府として厚木基地の爆音解消に全力を傾けると共に、直ちに控訴を撤回することを強く要請する。

なおこれは三次訴訟の早期確定を求めるとともに、厚木基地の爆音がなくなる日まで、多くの被害住民とともに、不撓の決意で闘うことを申し入れる。

2002年11月7日

厚木基地爆音防止期成同盟 委員長 鈴木 保
第三次厚木爆音訴訟団 団長 真屋 求
神奈川平和運動センター 代表 宇野 峰雪



「リムビース」ホームページより

瀬戸内海で希少となった藻場・干潟の破壊する

岩国基地・滑走路沖合移設の埋立て工事凍結を

湯浅一郎
ピースリンク広島・呉・岩国

将来に損失を残す藻場の破壊

米ソ冷戦の終結から10数年がたち、世界的に見ても、外国軍の軍隊に提供している施設の拡張はほとんど無い。唯一、日本において、岩国基地の拡張と沖縄県名護への軍事空港新設計画が進行している。これらは、共に、希少な浅海を埋立てるもので、それに伴い、貴重な藻場や干潟が消滅し、多くの生物の生息する場を奪い取り、将来に向けて絶対的損失をもたらす重大な事例となっている。

岩国基地滑走路の沖合移設を目的とした埋立工事(213ha)に伴い、藻場・干潟83haという広大な浅海が消失してしまう。これに対して、山口県などの地元自治体、環境省が、埋立認可に当たって、「消失する藻場・干潟の最大限の回復措置を講ずるよう」強く求めた結果、それを条件に埋立の認可がおりた経緯がある。事業主である防衛施設庁は、6人の学者からなる「藻場・干潟回復検討委員会」を設置し、5年に渡り検討を行ってきた。

しかし、防衛施設庁は、1997年6月、埋立を開始した。その一方で「藻場・干潟回復検討委員会」で藻場・干潟の回復に関する検討を重ねるとい、いわば見切

り発車を続けてきた。このこと自体、自然を甘く見た、全く不当な行為であり、私たちは、少なくとも一旦工事を凍結した上で、藻場・干潟の回復措置を先行させ、回復が可能であることを実証的に示した上で、工事に入るのが筋であると再三にわたり申し入れてきたところである。残念なことに、全く逆に工事を先行させ、既に半分の行程が終了する段階に入った。

「藻場干潟回復検討報告書」の問題点

そうした中で、去る9月23日、検討委員会から「藻場干潟回復検討報告書」が出され、1ヶ月の縦覧が行われた。これについて私たちは、2回ほど縦覧をして、A4で2ページの「見解」にまとめた。報告は、今津川左岸から門前川河口付近までを8分割し、自然回復と人工的な創造により、藻場14ha、干潟11haが回復可能となる見込みがあるとしている。問題点は、大きく次の二つに分かれるが、ここでは、その骨子を簡単に紹介する。

1. 提案通りになっても、消滅する面積の70%は回復不能である

委員会は、回復可能性のある方法について定量的に評価し、最も確率の高いものを採用すると言う形で、かなり丁寧な検討を行っている。しかし、その努力も空しく、最大に見積もっても、藻場14ha、干潟11haを回復できるとしただけである。これに対し、消滅する藻場は41ha、干潟は42haにもものぼる

のである。アメリカなどでのミチゲーションでは、消滅する場の倍は回復のための措置をとるのが普通である。それで初めて、ある程度の代償ができたと言るところに近づく。しかし、今回の提案は消滅するものの30%に満たない。本来であれば、83haに倍する面積について代償措置を講じるべきところである。これまでの藻場の回復に関する実例や広島湾の実状から、10ha以上の回復などということは、ほとんど不可能と言うのが、検討を始める前から見当はついていたはずである。その意味では、委員会の努力は認めるが、土台無理な注文だったのではないかと。

2. 提案自身が、どこまで可能か疑問が多い a) 25ha全体が成功する保証はない

飛行場周辺の海域を、8区域に分け、回復可能な区域として、6区を選び、それぞれについて、最適の方法を選定し、藻場、干潟の回復可能面積を推定している。方法は二つある。第一は復元。自然回復としているが、たまたま、対象海域にかつて浚渫をし、窪地になっている箇所があり、そこを埋め戻すことで、元々、藻があった場所なので自然に回復するのではないかとする提案である。第二は、人工創出。人工的に、潜堤を築き、土砂を投入することで、藻場、干潟の造成を試みる。(1)とは、浚渫跡地に河口土砂を投入して、埋め戻すことである。これは、話の筋が違う。以前、浚渫し、放置していたものに対しては、それを行った事業主体が責任を持って、回復させるべきである。その怠慢を逆に利用して、あたかも基地沖の埋め立てによる消滅の回復分に使うと言うのは、筋違いの提案でしかない。

回復可能性の確率を、点数で評価し、3段階に分類している。このこと自体が、提案しものが100%確実に実現できる補償がないことを示唆している。そうであれば、埋め立てを行う前に、何年か試行し、実現可能性を実証的に証明した上で、工事を進めるのが、筋である。しかし、報告書にそのような提案はない。

b) 埋め戻す材質により藻場回復の状況が著しく異なり、面積だけでは判断できない。

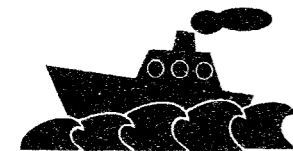
埋め戻す材質は、明確には書かれていないが河口の浚渫土砂が想定されている。資料編に近隣藻場土と河口浚渫土を使用した比較実験の結果が示されている。

	生息密度	草丈	葉幅
近隣藻場土	37株/m ²	180cm	9cm
河口浚渫土	9	100	7

アマモの生息密度は、河口の浚渫土は、近隣藻場土と比べると4分の1にしかならない。つまり、藻場の機能としては、生息密度に比例しての回復になるから、実質は回復した面積の4分の1にしか相当しない。更に、草丈や葉幅も、河口浚渫土では、藻場土の半分程度しかない。これらを総合すると、提案されている埋め戻した面積に対し、藻場密度は自然の藻場の4分の1、更に草丈や葉幅が半分しかないので、機能としては8分の1しかないのである。したがって、仮に提案されている14ha分の藻場面積が埋め戻しにより回復したとしても、その8分の1、つまり1.7haの藻場にしか相当しないことになる。そして実際は、提案された14ha全体が成功する補償もないのである。

以上から、消滅する場に対して、最大限うまくいっても30%に相当する部分についてだけ、回復措置を行うとの提案でしかない。しかも、提案している25haについても、うまくいく確率は、それほど高いわけではなく、少なくとも実証的に成功することを提示して初めて是非を評価できるという技術でしかない。また、埋め戻しにしても、使用する土砂の質によって、生息するアマモの生息密度や草丈など、自然状態と比べて質的に劣った状態しか再現できないことは、報告書の中に実験結果があるのである。このような報告書にそった事業によっては、自治体や環境省が求めている、広島湾全域を視野に入れて藻場・干潟の果たしている機能を回復させるという強い思いに対しては、何の回答にもなっていない。防衛施設庁は、「岩国周辺の藻場・干潟の大部分は残るので、83ha程度の消滅は仕方がない」という思いこみだけで事を進めており、「最大限」という言葉尻を捕まえて、30%が回復できれば十分ではないかと居直っている。

防衛施設庁は責任逃れに終結



これらの点をふまえて、私たちは、様々な形で問題提起することを始めた。まず環瀬戸内海会議が、県知事宛のはがきを2000枚ほど刷って、瀬戸内海の各地はもとより、全国からハガキを送る運動を展開している。

そして11月12日、広島防衛施設局への申し入れを行った。防衛施設局は後藤義雄氏（建設部建設施設課課長補佐）、池田好氏（総務部業務課長）他3人の計5人。こちらは、岩国からの田村順玄さんを含めて6人。初めに、私が、要請書と見解を提出したあと、後藤氏が、防衛施設局側の考え方を説明した。「この事業は、公有水面埋立法に基づいて、山口県知事からの承認を得て、行っているものである。安全の確保、騒音の緩和として重要な業務なので、早期完成が求められており、凍結は考えていない。藻場・干潟については、最大限回復措置をとるよう求められていて、専門家の指導・助言をもとに調査・研究を進めてきた。これからは、この報告書を尊重し、回復場所、規模など更に指導・助言を受けながら、回復に努めていきたい」という通り一遍の回答であった。

まず、環瀬戸内海会議がつくった藻場の絵はがきを見せ、この藻場の実物を見たことがあるかと言うところから切り出した。明快な回答はない。そこで、私たちが示した「報告書に対する見解」の内容をめぐって、防衛施設局がどのような吟味をしているかを問いただしていった。第一は、「最大限」努力しても、消滅する場の30%しか回復したことにならないもので、良しとすることの妥当性を聞いてみた。「専門家が努力して、ここまでしか提案できないのだから、これ以上のことはやりようがない」と居直った。専門家の責任にしまい、自分たちはどこか別の安全な場所にいるのだ。

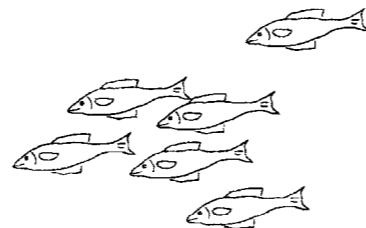
次に、提案しているものが、100%うまくいくという保証はあるのか？との問いかけに対し、「専門家が、色々調査した結論なので、それに従って行くしかない」の一点張りである。「しかし、専門家も、自信がないから、実現可能性を3段階に分けて、点数を付けて評価しているのであり、むしろうまく行かないものが出てくることを予想しているはずである」という趣旨のやりとりを行った。さらには、「埋め戻しなどに使用する材質は何を使うのか」との問には、「現時

点では特定していない。河口浚渫土もその一つである」と答えた。しかし、主には、河口浚渫土ぐらいしかなくない感触であった。そこで、資料編に出てくる、埋め戻しに使う材質として、河口浚渫土と藻場度を使用したときの比較実験の結果についてどう考えるかという問を投げた。これに対しては、まともな返答はなかった。私たちの「見解」では、この実験結果を考慮すると、仮に埋め戻しで、14haの回復ができたように見えても、藻場の機能として、藻場密度が4分の1、草丈が2分の1、あわせると8分の1にしかならなくなり、つまり、2ha弱にしか相当しないことになるのではないかと指摘した。これに対する反論は何もなかった。

このようなことであれば、「少なくともやってみて、うまくいくことを実証的に示すのが筋である」という主張をして、終了した。「報告書」は、研究者が、自分は傷が付かないように、悪い部分は、表に見せず、資料編の中にこっそりデータを示すだけにしており、肝心の、25haの実現可能性と、その藻場としての機能についての見通しは、何一つまとまった形で示してはいない。他方で、防衛施設局は、「専門家が行った調査報告書だから、これに従えば、良いはず」として、何ら吟味していないことがわかった。これでは、責任の所在が全く見えなくなって、宙に浮いている。よくある話ではあるが、実に良くできた無責任体制である。

20日には、山口県、岩国市への申し入れをし、12月初めには、環境省にも同様の申し入れをしよう計画している。国会でも、社民党の金子衆議院議員を通じて、質問をかけたもらう予定である。

●
安保を根拠とした埋め立てをとめることは容易なことではない。が、こんな愚かなことが、いつまでもまかり通るようでは、私たちの未来はない。◆◆



沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる #65

伊波洋一

「沖縄から」「沖縄ボイス」編集委員
沖縄県議会議員・元沖縄中部地区労務局長
〒901-2203
沖縄県宜野湾市野嵩2-1-8-10
伊波洋一事務所
TEL/FAX 098-892-7734

沖縄県知事選挙が始まった。10月31日に告示され、今月17日には投票開票される。この号が着くまでに結果は出ているだろう。

自民党、公明党が推す現職の稲嶺恵一知事、社民党・社大党などが推す大田県政の副知事だった吉元政矩氏、共産党が推す歯科医師で医療生協理事長の新垣繁信氏の3名が立候補し、選挙戦を取り組んでいる。争点は、普天間基地の移設問題と9・4%の高失業率に示される雇用対策や経済振興対策などに絞られつつある。投票日の週に入った11月12日、地元紙の沖縄タイムス、琉球新報とも選挙情勢の調査結果を明らかにしたが、普天間飛行場の県内移設を進める稲嶺現知事が優勢の模様。しかし、最終盤に入って吉元氏への期待も大きくなっていくように感じる。

普天間基地の移設問題

沖縄タイムスの調査では、争点の普天間飛行場の移設先について、有権者の59%がハワイ・グアムを含めた「米国」を上
げ、18%が「名護市」、7%が「本土」となっている。男女別では、「米国」が男性55%、女性63%。「本土」は男性6%、女性7%。「名護」は男性26%、女性11%。支持政党別では、「米国」が社大100%、共産95%、自由77%、民主75%、社民72%。「本土」は公明15%、自民、社民ともに9%。「名護」は自民44%、自由23%、保守17%。自民支持者の「名護」44%は断片的だが、自民支持者のなかでも県内移設に反対する「米国」34%と「本土」9%の併せると43%と拮抗している。公明支持者が「名護」14%、「米国」53%、「本土」15%と県内移設に否定的。無党派層は「米国」52%、「本土」7%、「名護」13%。

県内移設を進める稲嶺県政だが、約6割の有権者が

国外移設を求めていることに注目しなければならない。本土移設も7%に過ぎず、沖縄にいらぬものを本土に引き受けてもらおうとする意見は少数だ。

基地の移設についての世論調査では、いつも圧倒的に国外移設を求める声が大きく、県内移設を容認する意見は2割を切っているのだが、反基地勢力にはこのような県民の声を受け止める取り組みが不十分だ。4年に1度の知事選挙はそのような県民の声を受け止める絶好の機会なのだが、県内移設に反対する側が分裂してそれぞれの候補者を擁立してしまった。勝てるはずがないというあきらめて傍観者になる者もあり、盛り上がりがないまま選挙が始まった。

●
岩国移設の提起に反対相次ぐ

今回の知事選挙では、稲嶺候補が普天間基地の県内移設、吉元候補が国内を含む県外・国外移設と10年以内の海兵隊撤退、新垣候補が米軍基地の無条件全面返還を訴えている。

吉元政矩候補が山口県の岩国基地を上げて県外移設を表明したことは内外に波紋を拡げている。マスコミの調査によっても

「本土移設」は少数意見にすぎず、あえて岩国基地への移設を含めて県外移設を表明したことはマイナスだという声が多く聞かれる。普天間飛行場のある宜野湾市で開かれた告示前の吉元氏の対話集会でも岩国を名指して移設地にするようなことに反対する意見が労働組合員などから相次いだ。告示後の自治労の決起大会でも「岩国などとケチなことを言わず、米軍基地をいらぬと言ってほしい」との発言があった。自治労県本部の大会でも岩国を想定した「県外・国外への移設」の方針は、普天間飛行場のある宜野湾市職労などの修正提起でハワイ・グアムを含む米国内への移設・撤退とされた。宜野湾市職労は同じく海兵隊航空

基地を抱える岩国市職労と反基地運動で交流を続けており、岩国移設では反基地運動への連帯を国内的に拓げることができないことを強調した。

米軍投下物が民間地域に落下

10月25日の午後6時20分ごろ、伊江島西崎区の米軍補助飛行場から約600メートル離れた民間地域に物資投下訓練

をしていた米軍機から重量約60キロのプラスチックの水タンク3個の入った梱包物がパラシュートの開かないまま落下する

事故がおきた。落下地点から約100メートル離れた場所では畜産業を営む名嘉良雄、初美夫妻が農作業をしていたが、幸い夫妻にけがはなかった。落下地点は、伊江島補助飛行場に隣接する黙認耕作地域からも外れており、直撃すれば死亡事故にもつながる物資落下事故に伊江島補助飛行場の周辺で農作業に従事する住民に不安と怒りを与えている。

米軍の説明によると投下訓練で投下した梱包物のパラシュートが開かず紐の一部が機体に引っかかったために飛行の安全のために切り離したという。事故を起したのは嘉手納基地所属の第353特殊作戦群の第17特殊作戦中隊に所属するMC130特殊作戦機である。

伊江村、村議会が抗議

伊江島補助飛行場周辺では、これまでも落下事故が起きていたが、黙認工作地域内であったために穏便に処理されてきた。しかし、今回は民間地域であることで島袋清徳村長と内閣府昭村議会議長ら伊江村の代表7名は、10月29日午前北中城村の在沖米軍の地域調整官事務所を訪れ、米軍側に厳重に抗議するとともに、物資投下訓練の廃止を求めた。文化の日で日曜でもある11月3日夜に伊江村議会は臨時議会を開催して、物資投下訓練の廃止を求める「米軍輸送機からの物資投下訓練に関する抗議決議」と意見書を全会一致で可決した。

県議会が伊江島調査

県議会でも米軍基地関係特別委員会が10月31日の知事選挙告示日の午後開催され、事故の概要が明らかになり、事故発生後の米軍から施設局や県への通報が日米で取り決めたようにはなされていないことが明らかになった。

委員会として現地調査を行なうことになり、私も11月5日に伊江島に渡って調査を行なった。伊江島へ渡るフェリーの中に胸に階級章を付けた米軍将校が一緒だったが、事故をおこした米空軍第353特殊作戦群のクレグ・ホフマン副司令官であり、県議会の委員会委員が島袋清徳村長を訪ねる前に村長を現場隊長とともに訪ねて謝罪し、原因究明まで物資投下訓練を中止することを伝えていた。

伊江村での事故調査での島袋清徳村長の説明は意外なものだった。村長の説明には米軍の物資投下事故をできるだけ穏便に済ませようとする姿勢がありありと表われていたのだ。落下事故はこれまでも度々起っていたが、すべてが県や防衛施設局に報告されていたのではないことが村の説明でわかった。

フェンスで囲われた基地からはみ出した黙認耕作地域内にパラシュートで降下しても投下物資が落下しても米軍側に抗議をせず、むしろ事故が起きたことについて村長が地主や耕作者に謝るといふ、他の市町村では考えられない対応をしてきたのだという。その理由を聞くと、パラシュート訓練を受け入れたのは村長だから米軍の事故が起きたことについて関係者に謝っているということだった。島袋村長の説明はもどかしく、要領を得なかった。県議会の委員会が事故調査のために伊江島に来たことに戸惑いを感じているようだった。

1996年12月2日のSACO合意の中で、読谷補助飛行場の返還合意に伴い、読谷飛行場で行なわれていたパラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転してきたのだが、降下演習の頻度などを聞いても、以前と変わっていないとしか村長は答えず、基地問題を表面化させまいとする姿勢に終始した。

しかし、村の準備した資料では、96年以降に降下訓練事故が多発していることが明らかである。特に、

重量物の投下訓練で黙認耕作地へ落下する事故が何度も起きている。

伊江村は読谷補助飛行場からのパラシュート降下訓練の受け入れの際に、物資投下訓練は危険だから行なわないように申し入れてきたが、実際には物資投下訓練が実施されている。これまでの事故では、黙認耕作地内に落下していても穏便に処理されてきたようだ。

1976年の日米合同委員会では伊江島補助飛行場空域・水域での重量物投下訓練が平日午後4時半から午後11時、土曜日は午後5時から午後11時となっているが、2000年8月に日米合同委員会で平日午前6時から午後9時半、土曜日は午前6時から正午、午後5時から午後9時と変更されていることが事故後に明らかになった。

一方、読谷補助飛行場では、沖縄返還前にはジープやトレーラーなどの投下訓練も行なわれていたが、1965年にはトレーラーが女子小学生の上に落ちて圧死する事故が起り、物資落下訓練は廃止された経緯がある。1972年5月15日の沖縄返還の際に日米両政府が合意した5・15メモには、使用条件として「パラシュートによる重量物投下訓練は認められない」と記されている。実弾砲撃演習の本土移転で夜間訓練の実施など砲撃演習が拡大されたように、伊江島へのパラシュート訓練移転に伴い、投下訓練を米軍は再開したようだ。

伊江島調査の翌日の11月6日午後県議会米軍基地関係特別委員会は、投下訓練の廃止を求める抗議決議と意見書を確認し、11月11日に本会議に提案して全会一致で可決された。11日が米国の祝日のため、米軍や沖縄総領事館への抗議申し入れは、選挙後の19日に行なうことになった。

黙認耕作地で基地容認

それにしても伊江村長の落下事故に対するあやふやな態度が漸に落ちなかったため、最後に伊江村長の米軍事故への対応には広い黙認耕作地が存在していることに関係しているのではないかと、私が質問をぶつけてみた。

すると島袋村長は、マスコミ関係者に外してもら

ように言い、伊江村の状況を説明した。その説明によると、およそ800ヘクタールの面積のうち約200ヘクタール以上が黙認耕作地になっており、この200ヘクタール強の多くが普通の農地として活用されているようで、軍用地料と農業収入の「両天秤」なのだという。さらに、フェンス内の補助飛行場は牧草地としても利用されており、土日には立ち入りができて牧草を刈ることができるので伊江島の畜産業の大きく貢献しているとのことであつた。つまり、伊江島補助飛行場は、約11億円の軍用地料が約千名の地主に払われているが、軍用地の約3分の1が普通の畑であり、残りも牧草地として経済的な利益をもたらしていることになる。

さらには、軍用地内に村民の“黙認”住宅も存在するという「特異な状況」がある。

軍用地内に村民の住宅と耕作地ができた経緯は、伊江島での米軍による強制的な土地収収に反対し、軍用地内での住宅建設を認めさせた1950年代の反基地闘争がある。米軍統治下での軍用地料は農地の農業生産高と比べてもわずかなものであつた。軍用地内の“黙認”住宅や“黙認”耕作地は、危険と隣合わせに生活するものであり、住民が軍用地の返還を求めていることを示すものだった。

沖縄返還後の軍用地料の改善により現在では軍用地料が農地の生産収入を上回るようになったために、2重取りのような状況になってきているのだ。

伊江島の黙認耕作地域では、軍用地契約を拒否する反戦地主の土地は契約が解除されて軍用地料の恩恵をなくしていること

は、一種の“みせしめ”的な措置のようだ。反戦地主の土地の多くは滑走路などの補助飛行場の内部にあり、“両天秤”の恩恵にはあずからなくなっている。

今回、調査で現場を訪れて、伊江島村での基地容認の流れは軍用地にしておく必要のない耕作地域も返還しないで軍用地料の恩恵にあずからせるという国の軍用地政策によるものだということがわかった。そ



の中にある反戦地主の土地を見せしめ的に、こまぎれに返還していることは、国の“鞭と飴”政策の典型的な実践の島であることを示している。軍用地料は国民の税金であるから、このような不公平な無駄な支出は削減させなければならない。

なぜ、伊江島で広大な耕作地の軍用地料を支払い続けるのか、政府は明らかにしなければならないだろう。

かえらざる島・伊江島

10年前の本土復帰20周年の1992年5月に、地元テレビ局琉球放送が報道番組として「かえらざる島—伊江島・20年の検証」というドキュメンタリーを制作し放映した。50年代の伊江島の土地闘争以来、反基地闘争を続けてきた安波根昌鴻さんに象徴される基地を許さない村民が少数になり、耕作地でありながら軍用地料を受け取ることでできることを続けたい村民が多くなっている状況を鋭く捉えたドキュメンタリーで大きな反響を呼んだ。

父親の遺言として軍用地契約を拒否する反戦地主がいる傍ら、反戦地主から契約地主になって過去を否定する地主もいることを映し出していた。さらに、軍用地主の会議では米軍の訓練が廃止されて伊江島補助飛行場が返還されることに大きな危惧をもつ様子が映し出され、今後は“本音”を出そうと確認しあう地主達、そのような時に村長になったのが現在の島袋村長であり、ハリアー訓練を受け入れ、パラシュート降下訓練を受け入れて、伊江島補助飛行場を継続させてきたのだった。現在の沖縄の基地を巡る状況は、一種の伊江島化といえるのかもしれない。稲嶺県政を先頭に、基地を抱える多くの市町村が日本政府の振興策欲しさに基地を維持し続けようとしているように見えてくるのだ。

伊江島の調査現場で私は島袋村長に10年前の「かえらざる島—伊江島・20年の検証」のドキュメンタリーと状況は変わっていないのですかと話すと、このドキュメンタリーの放送で多くの皆さんから抗議を受け、大変迷惑したと島袋村長は答えた。日本のガンジーにも例えられる安波根昌鴻さんの反基地運動を無力化するために伊江島で行なわれているのは、軍用地料の2重取りのような形で住民の生活を潤して、生

活収入の一部となった軍用地料を失いたくないという“住民の本音”を定着させる日本政府の取り組みである。

普天間爆音訴訟が提訴

静かな日々を返せ！というスローガンで普天間爆音訴訟が1才から81才までの原告200名によって那覇地裁沖縄支部に提訴された。裁判で原告は、

- (1) 午後7時から翌日午前7時までの航空機の飛行禁止と55デシベルを超えるエンジン調整の禁止、
- (2) 午前7時から午後7時まで、65デシベル以上の航空機騒音の禁止、
- (3) 環境基本法に基づく騒音測定の実施、
- (4) 過去と結審から1年分の将来賠償、原告一人当たり約157万円の支払い、

を国と普天間飛行場の基地司令官に求めている。

原告団長には長年に亘って普天間基地の爆音を追放する市民運動に取り組んでいる滑走路進入路の延長線上の爆音のうるさい地区で教会活動をしてきた島田善次氏、弁護団長は地位協定問題にも詳しい新垣勉弁護士が担当する。弁護団には県内若手弁護士が中心に参加する。

島田原告団長は「物言わぬ民は滅びる。これから長い闘いになる。原告一人ひとりが力を合わせて、裁判を勝ち抜いていこう」と挨拶。松田博中部地区労議長や嘉手納爆音訴訟仲村清勇原告団長や名護市のヘリ基地反対協の安富浩共同代表も駆けつけて連帯の挨拶をした。

当初からの目標だった200名の原告以外にも申込や問い合わせがあり、引き続き2次、3次と追加の訴訟を提起する予定だ。

名護の被弾事件に新たな展開

キャンプ・シュワブから発射されたと思われるM2重機関銃の弾頭が農作業中の住民の近くに着弾した事件で、米軍は主張していた「古い弾」との見解を科学的な根拠に基づく意見ではないとを撤回したことが明らかになった。県警の照会に対して9月17日に文書で回答したもので10月10日の県議会米軍基

地関係特別委員会の審議で明らかになった。さらに同文書で発射弾数もこれまでの700発から1389発だったことを明らかにした。県議会委員会の現地調査では米軍は700発の全てを標的に着弾したことを一つ一つ確認したなどと説明しており、発射弾数の大幅な訂正に米軍の真実隠蔽に驚きと怒りの声が上がっている。使用された銃芯がまだ特定されていないが、一箱100発づつの試射とすれば、14本の銃芯が使われたことになり、米軍がこれまでに14本の銃芯を使用したと説明したこととも符合する。しかし、まだ発射された銃芯が見つからないので県警は引き続き、米軍が保有している銃芯の試射弾の提供を求めている。

10月18日には沖縄県は被弾事件での米軍の対応に誠意が見られず信頼関係を損なったとして、県知事名の文書でティモシー・ラーセン在沖海兵隊司令官に抗議している。

米軍人関係者の犯罪が増

米軍人軍属およびその家族の犯罪が毎年増えているが、特に今年に家族の犯罪が増えている。すでに今年上半期で24件(29人)と前年同期の12件(21人)から大幅に増えた。米軍関係の犯罪は、綱紀肅正策が最初に打ち出された1996年に減ったものの1998年以来毎年増加しており、昨年は70件と95年の70件と同数になった。95年70件、96年39件、97年44件、98年38件、99年48件、2000年53件、2001年70件となっている。

環境省のジュゴン調査

沖縄本島周辺海域に生息するジュゴン調査を行なっている環境省は、9月19日午前9時20分ごろ、金武湾沖合南南西約5キロの地点にジュゴンを2頭見つけた。環境省として最初の確認であり、2年前の防衛施設庁の延べ6頭と合わせて国として延べ8頭を確認したことになる。東京で10月10日に開催されたジュゴンと藻場の広域調査検討委員会で明らかになった。同検討委員会では、ジュゴンの目撃情報

の多い辺野古沖の深場の藻場についても調査することになった。すでに、沖縄本島周辺の水深15メートル以下の浅場には約2千ヘクタールあることを確認している。

普天間飛行場代替施設的环境評価

普天間代替施設の建設に伴う環境影響評価について、那覇防衛施設局は方法書の作成のための業者選定を10月25日に開始した。2003年7月頃までに方法書を作成し、公告・縦覧して国民、知事が意見提出、その後2003年12月頃から環境影響評価を実施、準備書の作成、公告・縦覧、評価書の作成、公告・縦覧を経て、事業の認可を受けて2006年頃の着工をめざす。

北部訓練場の一部返還にともなうヘリパット移設予定地の影響調査では、貴重種や固有種などが数多く見つかると、予定地の変更を行ない再調査をしているように、ジュゴンも生息する辺野古沖の代替施設建設予定地の環境影響評価はすんなりとはいえないだろう。

米軍機事故率、民間の81倍

米議会調査局がまとめた過去20年の米議会報告によると、過去20年の米軍機の事故率が民間航空機の事故率の81倍になっていることが明らかになった。

米軍機事故で被害総額が100万ドル(約1億2千万円)以上のAクラスに分類されるものによる統計で、飛行10万時間あたりの発生回数が民間機は0.033件に対し、米軍機は2.68件と81.2倍になっている。特に、AV8Bハリアー攻撃機が10.22件と突出している。また、空軍の事故率1.64件に対して海兵隊4.55と極めて高い。普天間基地のヘリも高い事故率である。海兵隊のヘリコプターは、AH-1Wが4.04、UH-1Nが3.71、CH46Eが1.86、CH53が1.76となっている。固定翼機は、EA6B電子戦機が4.44、AV8Bハリアーが10.22、FA18戦闘機が2.87とそれぞれ高い事故発生率となっている。

(11月15日記)

会計報告

(02.10.4~11.14)

○前期からの繰越	370,044
○当期の収入	46,000
会費収入	42,000
(内訳) 維持個人	0
維持団体	0
参加団体	0
参加個人	6,000
通信会員	36,000
カンパ収入	4,000
運動収入	0
資料収入	0
預金利息	0

【支出】

●当期の支出	83,324
電話・FAX代	0
郵送費	40,376
文具・備品	4,008
印刷・コピー代	0
振込等手数料	510
分担金等	36,000
雑費	2,430

●次期への繰越 332,720

原子力艦 入港情報

#134
2002.10.3
~11.13

L=ロサンゼルス級原子力潜水艦

【横須賀】	無し
横須賀当期計(うち原潜):	0(0)

【佐世保】

◆ 10月15日	14:12	原潜シャイアン(L)	入港
◇ 同日	14:37	原潜シャイアン(L)	出港
◆ 10月18日	9:02	原潜シャイアン(L)	入港
◇ 同日	9:24	原潜シャイアン(L)	出港
◆ 11月12日	15:25	原潜ルイビル(L)	入港
◇ 同日	15:53	原潜ルイビル(L)	出港
佐世保当期計(うち原潜)			33)

【沖縄(ホワイトビーチ)】

◆ 10月15日	10:16	原潜ルイビル(L)	入港
◇ 10月19日	10:16	原潜ルイビル(L)	出港
沖縄当期計(うち原潜)			1(1)

●2002年1月1日から11月13日までの各地の原子力艦入港数/()内は原子力潜水艦

横須賀	15(15)
佐世保	19(18)
沖縄	16(16)
合計	50(49)

編集室から

●11月3日の「憲法公布の日」は、新潟県にいた。「護憲大会」で話をする機会を与えていただいたからだ。新潟は、1959年に始まった在日朝鮮人の帰国事業の拠点の町で、今でもウオンサンとの間に「マンギョンボン号」の定期航路が開通されている。港の近くには、北朝鮮に帰国する人々が市民の支援への感謝に植えた柳(ボトナム)の並木の道がある。新潟市ホームページには「国交のない北朝鮮と日本を結ぶ窓口としての役割を果たしている」と、少し誇らしげに書かれていた。

●この町を直撃した「拉致事件」の衝撃は、だから並大抵のことではなかったらと思う。大会でも分科会でも、

衝撃と怒りを語る年配の方々の姿が目立った。

●マンギョンボン号が、「拉致事件利権」を叫ぶ右翼団体の攻撃的的となり、ほぼ一ヶ月に一回の入港のたびに、港には街宣車が集まる。行きの新幹線の中で、そのことを書いた新聞記事を読んでいたら、新潟市役所につとめる人の短いコメントを見つけた。「国とは別の、自治体の独自外交が安全保障につながるはず」。ここにも、さりげなく「自治体の平和力」が生きている。うれしかった。

●僕は、体育館を埋めた参加者に向かって、そう話した。この人はここにいるのでしょうか。僕は会議で呼びかけしてみた。でも、名乗りでてくる人はいなかった。(た)

月刊「キャッチピース」発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集●キャッチピース編集委員会 連絡先●223-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方 電話・fax●045-531-1341 e-mail●tamaki@ab.mbn.or.jp 郵便振替口座●00160-136148 「キャッチピース」 定価●100円(通信会員年間3,000円)